

物理的制約に応じた特例・生産調整特例の表の見方

物理的制約に応じた特例

規模拡大が困難な地域については、実態に即して規模要件が緩和されます。

1. 認定農業者 … 規則第1条第1号ただし書の規定に基づき農林水産大臣が定める規模
2. 集落営農組織 … 規則第3条第1号ただし書の規定に基づき農林水産大臣が定める規模

生産調整特例

集落営農組織 … 規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣が定める規模

表の見方(例)

【福岡県】

認定農業者の方で、物理的特例により加入される場合は、以下の面積規模以上が必要です。

集落営農組織の方で、物理的特例により加入される場合は、以下の面積規模以上が必要です。

集落営農組織の方で、生産調整特例により加入される場合は、以下の面積規模以上が必要です。

地域名	規則第1条第1号ただし書の規定に基づき農林水産大臣が定める規模 (ha)	規則第3条第1号ただし書の規定に基づき農林水産大臣が定める規模 (ha)	規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣が定める規模 (ha)
北九州市	-	-	-
北九州市(中山間地域以外)	2.6	12.8	7.0
北九州市(中山間地域)	-	-	-
堀越上・下集落	2.6	10.0	4.0
谷畑集落	2.6	10.0	4.0
道原本村集落	2.6	10.0	4.0
向方集落	2.6	10.0	4.0
田代集落	2.6	10.0	4.0
河内、奥田集落	2.6	10.0	4.0

(例)北九州市(中山間地域以外)の認定農業者の方は2.6ha以上の経営規模があれば対策に加入できます。

(例)北九州市(中山間地域以外)の集落営農組織の方は12.8ha以上の経営規模があれば対策に加入できます。

(例)北九州市(中山間地域以外)で生産調整面積の過半を受託する組織は7.0ha以上の経営規模があれば対策に加入できます。

市町村によっては、旧市町村や集落毎に特例を設定している場合があります。申請者が主に農業を行っている地域で判断します。